



茨城県報

第 2471 号

平成25年3月21日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

- 茨城県立医療大学学則の一部を改正する規則（厚生総務課）…………… 2
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（障害福祉課）…………… 2
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（障害福祉課）…………… 8
 - 茨城県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画課）…………… 14
- （ 教 育 委 員 会 ）
- 茨城県教育庁組織規則の一部を改正する規則…………… 14
- （ 公 安 委 員 会 ）
- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則…………… 15
 - 茨城県警察組織規則の一部を改正する規則…………… 16
 - 茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 17

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）…………… 18
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）…………… 18
- 障害者自立支援法に基づく指定一般相談支援事業者の指定（2件）（障害福祉課）…………… 18
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定（障害福祉課）…………… 19
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（障害福祉課）…………… 19
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定更新（障害福祉課）…………… 19
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定更新（障害福祉課）…………… 23
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（中小企業課）…………… 28
- 家畜伝染病予防法に基づく検査の実施（畜産課）…………… 29
- 道路の区域の変更（3件）（道路維持課）…………… 35
- 道路の供用の開始（9件）（道路維持課）…………… 37
- 車両制限令の規定に基づく道路の指定（道路維持課）…………… 39
- 車両制限令の規定に基づく道路の指定及び車両の通行方法の指定（道路維持課）…………… 39
- 事業計画の変更の認可（下水道課）…………… 40
- 建築士法の規定による処分（建築指導課）…………… 41
- 茨城県収入証紙の売りさばき人の指定（会計管理課）…………… 41

(選挙管理委員会)

●施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定 42

公 告

●県営土地改良事業計画（2件）（農村計画課） 42

●基本測量の終了（用地課） 43

●開発行為の工事完了（建築指導課） 43

規 則

茨城県規則第10号

茨城県立医療大学学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県立医療大学学則の一部を改正する規則

茨城県立医療大学学則（平成6年茨城県規則第108号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第3項を次のように改める。

3 部長（看護部長を除く。）は、本学の教授をもって充てる。

第9条の2中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 部長は、部の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

茨城県規則第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第74号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者

支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）及び条例で使用する用語の例による。

（従業者の員数の基準）

第3条 条例第5条第2項の従業者の員数は，次の各号に掲げる事業の区分に応じ，それぞれ当該各号に掲げる数とする。

- (1) 生活介護 アからウまでに掲げる従業者の区分に応じ，それぞれ当該アからウまでに掲げる数
 - ア 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 - イ 看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 (ア)から(エ)までに掲げる要件をいずれも満たす数
 - (ア) 看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は，生活介護の単位ごとに，常勤換算方法で，a及びbに掲げる数を合計した数以上とすること。
 - a (a)から(c)までに掲げる平均障害程度区分に応じ，それぞれ(a)から(c)までに掲げる数
 - (a) 平均障害程度区分が4未満利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。(b)及び(c)において同じ。）の数を6で除した数
 - (b) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数
 - (c) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数
 - b a(a)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数
 - (イ) 看護職員の数は，生活介護の単位ごとに，1以上とすること。
 - (ウ) 理学療法士又は作業療法士の数は，利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は，生活介護の単位ごとに，当該訓練を行うために必要な数とすること。
 - (エ) 生活支援員の数は，生活介護の単位ごとに，1以上とすること。
 - ウ サービス管理責任者 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数
 - (ア) 利用者の数が60以下 1以上
 - (イ) 利用者の数が61以上 1に，利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (2) 自立訓練（機能訓練）ア及びイに掲げる従業者の区分に応じ，それぞれ当該ア及びイに掲げる数
 - ア 看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 (ア)から(エ)までに掲げる要件をいずれも満たす数
 - (ア) 看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は，常勤換算方法で，利用者の数を6で除した数以上とすること。
 - (イ) 看護職員の数は，1以上とすること。
 - (ウ) 理学療法士又は作業療法士の数は，1以上とすること。
 - (エ) 生活支援員の数は，1以上とすること。
 - イ サービス管理責任者 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数
 - (ア) 利用者の数が60以下 1以上
 - (イ) 利用者の数が61以上 1に，利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (3) 自立訓練（生活訓練）ア及びイに掲げる従業者の区分に応じ，それぞれ当該ア及びイに掲げる数
 - ア 生活支援員 常勤換算方法で，利用者の数を6で除した数以上
 - イ サービス管理責任者 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数
 - (ア) 利用者の数が60以下 1以上
 - (イ) 利用者の数が61以上 1に，利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (4) 就労移行支援（次号に掲げるものを除く。）アからウまでに掲げる従業者の区分に応じ，それぞれ当該アからウまでに掲げる数

ア 職業指導員及び生活支援員 (ア)から(ウ)までに掲げる要件をいずれも満たす数

(ア) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。

(イ) 職業指導員の数は、1以上とすること。

(ウ) 生活支援員の数は、1以上とすること。

イ 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

ウ サービス管理責任者 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(5) 認定指定障害者支援施設が行う就労移行支援 ア及びイに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該ア及びイに掲げる数

ア 職業指導員及び生活支援員 (ア)から(ウ)までに掲げる要件をいずれも満たす数

(ア) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。

(イ) 職業指導員の数は、1以上とすること。

(ウ) 生活支援員の数は、1以上とすること。

イ サービス管理責任者 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(6) 就労継続支援B型 ア及びイに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該ア及びイに掲げる数

ア 職業指導員及び生活支援員 (ア)から(ウ)までに掲げる要件をいずれも満たす数

(ア) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。

(イ) 職業指導員の数は、1以上とすること。

(ウ) 生活支援員の数は、1以上とすること。

イ サービス管理責任者 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(7) 施設入所支援 ア及びイに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該ア及びイに掲げる数

ア 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数(自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は厚生労働大臣が定める者に対してのみそのサービスの提供が行われる施設入所支援の単位において、宿直勤務を行う生活支援員の数にあっては、1以上)

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ サービス管理責任者 1以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値による。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定障害者支援施設等が、第1項第2号の指定障害者支援施設等における自立訓練(機能訓練)に併せて、訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する場合は、同号ア及びイに掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を1人以上置かなければならない。

4 指定障害者支援施設等が、第1項第3号の自立訓練(生活訓練)を提供する場合において、健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いているときは、同号ア中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるも

のとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ 1 以上とする。

5 指定障害者支援施設等が、第 1 項第 3 号の指定障害者支援施設等における自立訓練（生活訓練）に併せて、訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する場合は、同号ア及びイ並びに前項に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を 1 人以上置かなければならない。

6 第 1 項第 7 号イに規定するサービス管理責任者は、当該指定障害者支援施設等において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねることができる。

（複数の昼間実施サービスを行う場合におけるサービス管理責任者の員数の基準）

第 4 条 条例第 7 条第 2 項の規則で定める員数は、第 3 条第 1 項第 1 号ウ、第 2 号イ、第 3 号イ、第 4 号ウ、第 5 号イ及び第 6 号イの規定にかかわらず、次に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数とすることができる。

(1) 利用者の数の合計が 60 以下 1 以上

(2) 利用者の数の合計が 61 以上 1 に、利用者の数の合計が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

（設備の基準）

第 5 条 条例第 9 条第 2 項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでないこと。

イ 利用者の訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ウ 利用者の訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室

ア 一の居室の定員は、4 人以下とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 利用者 1 人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9 平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1 以上の出入口は、利用者が避難することができる空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

キ ブザー又はこれに代わる設備を備えること。

(3) 食堂

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 食事の提供に必要な備品を備えること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

(5) 洗面所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(6) 便所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 廊下幅

ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないようにしなければならないこと。

(支給決定障害者から支払を受けることができる費用)

第6条 条例第23条第3項の規則で定める費用は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる費用とする。

(1) 生活介護

ア 食事の提供に要する費用

イ 創作的活動に係る材料費

ウ 日用品費

エ アからウまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(2) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型

ア 食事の提供に要する費用

イ 日用品費

ウ ア及びイに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(3) 施設入所支援

ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、政令第21条第1項第1号に規定する食費等の基準費用額（法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設等に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

イ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国、県又は市町村の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ウ 被服費

エ 日用品費

オ アからエまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによらなければならない。

(利用者に係る給付金の内容)

第7条 条例第43条の規則で定める給付金は、児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定による児童手当及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）の規定による子ども手当とする。

(医療機関等との連携協力)

第8条 指定障害者支援施設等は、条例第51条第1項及び第2項の規定により医療機関及び歯科医療機関を定めるに当たっては、当該医療機関及び歯科医療機関と利用者が医療等を必要とした際に連携協力する旨を書面により合意しておかななければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年10月1日において法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第2条第1号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。）、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（旧知的障害者更生施設等指定基準第2条第2号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）又は旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通所療養のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者通所療養」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日以降に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第2号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。
- 3 平成18年10月1日において法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第29条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（以下「指定身体障害者更生施設」という。）、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療養施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（以下「指定身体障害者療養施設」という。）（整備省令による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号。以下「旧身体障害者更生施設等指定基準」という。）附則第3条の適用を受けているものに限る。）、旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（旧身体障害者更生施設等指定基準第2条第3号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。）、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通所療養において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。
- 4 平成18年10月1日において法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）又は同項第2号に規定する精神障害者授産施設（整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第23条第1号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第2号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.4平方メートル」とする。
- 5 平成18年10月1日において指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第2条第1項若しくは第4条第1項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更

- 生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第 2 条から第 4 条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第 5 条の規定を適用する場合においては、同条第 2 号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。
- 6 平成24年 4 月 1 日において障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第 5 条による改正前の児童福祉法第24条の 2 第 1 項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものに対する第 5 条第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.95平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。
- 7 平成18年10月 1 日において指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第 5 条第 2 号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。
- 8 平成24年 4 月 1 日において旧指定知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものについては、当分の間、第 5 条第 2 号キの規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。
- 9 平成18年10月 1 日において指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第 5 条の規定を適用する場合においては、同条第 8 号ア中「1.5メートル」とあるのは「1.35メートル」とする。
- 10 平成18年10月 1 日において指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第 5 条第 8 号の規定は、当分の間、適用しない。
- 11 平成18年10月 1 日において指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第 5 条第 8 号の規定は、当分の間、適用しない。
- 12 平成24年 4 月 1 日において旧指定知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものについては、当分の間、第 5 条第 8 号の規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

茨城県規則第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

平成25年 3 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援施設の設備

及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第78号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）及び条例で使用する用語の例による。

（設備の基準）

第3条 条例第10条第2項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 訓練・作業室

- ア 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでないこと。
- イ 利用者の訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- ウ 利用者の訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室

- ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
- イ 地階に設けてはならないこと。
- ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。
- エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- オ 1以上の出入口は、利用者が避難することができる空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- キ ブザー又はこれに代わる設備を備えること。

(3) 食堂

- ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- イ 食事の提供に必要な備品を備えること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

(5) 洗面所

- ア 居室のある階ごとに設けること。
- イ 利用者の特性に応じたものであること。

(6) 便所

- ア 居室のある階ごとに設けること。
- イ 利用者の特性に応じたものであること。

(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 廊下幅

- ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
- イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないようにしなければならないこと。

（従業者の員数の基準）

第 4 条 条例第 11 条第 2 項の従業者の員数は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数とする。

(1) 生活介護 アからエまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該アからエまでに掲げる数

ア 施設長 1

イ 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

ウ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 (ア)から(エ)までに掲げる要件をいずれも満たす数

(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、a 及び b に掲げる数を合計した数以上とすること。

a (a)から(c)までに掲げる平均障害程度区分に応じ、それぞれ(a)から(c)までに掲げる数

(a) 平均障害程度区分が 4 未満 利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。(b)及び(c)において同じ。)の数を 6 で除した数

(b) 平均障害程度区分が 4 以上 5 未満 利用者の数を 5 で除した数

(c) 平均障害程度区分が 5 以上 利用者の数を 3 で除した数

b a(a)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を 10 で除した数

(イ) 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1 以上とすること。

(ウ) 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

(エ) 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1 以上とすること。

エ サービス管理責任者 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が 60 以下 1 以上

(イ) 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

(2) 自立訓練（機能訓練） アからウまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに掲げる数

ア 施設長 1

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員 (ア)から(エ)までに掲げる要件をいずれも満たす数

(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除した数以上とすること。

(イ) 看護職員の数は、1 以上とすること。

(ウ) 理学療法士又は作業療法士の数は、1 以上とすること。

(エ) 生活支援員の数は、1 以上とすること。

ウ サービス管理責任者 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が 60 以下 1 以上

(イ) 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

(3) 自立訓練（生活訓練） アからウまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに掲げる数

ア 施設長 1

イ 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除した数以上

ウ サービス管理責任者 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が 60 以下 1 以上

(イ) 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

(4) 就労移行支援（次号に掲げるものを除く。） アからエまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該アからエまでに掲げる数

ア 施設長 1

イ 職業指導員及び生活支援員 (ア)から(ウ)までに掲げる要件をいずれも満たす数

(ア) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。

(イ) 職業指導員の数は、1以上とすること。

(ウ) 生活支援員の数は、1以上とすること。

ウ 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

エ サービス管理責任者 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(5) 認定障害者支援施設が行う就労移行支援 アからウまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに掲げる数

ア 施設長 1

イ 職業指導員及び生活支援員 (ア)から(ウ)までに掲げる要件をいずれも満たす数

(ア) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。

(イ) 職業指導員の数は、1以上とすること。

(ウ) 生活支援員の数は、1以上とすること。

ウ サービス管理責任者 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(6) 就労継続支援B型 アからウまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに掲げる数

ア 施設長 1

イ 職業指導員及び生活支援員 (ア)から(ウ)までに掲げる要件をいずれも満たす数

(ア) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。

(イ) 職業指導員の数は、1以上とすること。

(ウ) 生活支援員の数は、1以上とすること。

ウ サービス管理責任者 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(7) 施設入所支援 アからウまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに掲げる数

ア 施設長 1

イ 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数(自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は厚生労働大臣が定める者に対してのみそのサービスの提供が行われる施設入所支援の単位において、宿直勤務を行う生活支援員の数にあっては、1以上)

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ サービス管理責任者 1以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値による。ただし、新規に事業を開始する場合は、前項の利用者の数は推定数による。

3 障害者支援施設が、第1項第2号の障害者支援施設における自立訓練(機能訓練)に併せて、訪問による自立訓

練(機能訓練)を提供する場合は、同号イ及びウに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を1人以上置かなければならない。

4 障害者支援施設が、第1項第3号の自立訓練(生活訓練)を提供する場合において、健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いているときは、同号イ中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とする。

5 障害者支援施設が、第1項第3号の障害者支援施設における自立訓練(生活訓練)に併せて、訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する場合は、同号イ及びウ並びに前項に掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を1人以上置かなければならない。

6 第1項第7号ウのサービス管理責任者は、当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねることができる。

(複数の昼間実施サービスを行う場合におけるサービス管理責任者の員数の基準)

第5条 条例第12条第2項の規則で定める員数は、前条第1項第1号エ、第2号ウ、第3号ウ、第4号エ、第5号ウ及び第6号ウの規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数とすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(利用者に係る給付金の内容)

第6条 条例第35条の規則で定める給付金は、児童手当法(昭和46年法律第73号)の規定による児童手当及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)の規定による子ども手当とする。

(医療機関等との連携協力)

第7条 障害者支援施設は、条例第40条第1項及び第2項の規定により医療機関及び歯科医療機関を定めるに当たっては、当該医療機関及び歯科医療機関と利用者が医療等を必要とした際に連携協力する旨を書面により合意しておかなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年10月1日において法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の6に規定する知的障害者更生施設(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。)による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。))第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。)、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設(旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。以下「知的障害者授産施設」という。))又は旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮(以下「知的障害者通勤寮」という。))において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日以降に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。)について、第3条の規定を適用する場合においては、同条第2

号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。

- 3 平成18年10月1日において法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第29条に規定する身体障害者更生施設（以下「身体障害者更生施設」という。）、旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設（整備省令による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号。以下「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。）第50条第1号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。以下「身体障害者授産施設」という。）、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第3条の規定を適用する場合においては、同条第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。
- 4 平成18年10月1日において法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）又は同項第2号に規定する精神障害者授産施設（整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第23条第1号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第2号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第3条の規定を適用する場合においては、同条第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.4平方メートル」とする。
- 5 平成18年10月1日において身体障害者更生施設若しくは身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第2条若しくは第4条の規定の適用を受けているもの又は知的障害者更生施設、知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮であって旧知的障害者援護施設最低基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第3条の規定を適用する場合においては、同条第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。
- 6 平成18年10月1日において旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設（以下「身体障害者療護施設」という。）であって、旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第3条の規定の適用を受けているものが施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこの施設の建物について、第3条の規定を適用する場合においては、同条第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。
- 7 平成18年10月1日において身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第3条第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。
- 8 平成18年10月1日において知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第3条の規定を適用する場合においては、同条第8号ア中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。
- 9 平成18年10月1日において知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第3条第8号の規定は、当分の間、適用しない。
- 10 平成18年10月1日において身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第3条第8号イの規定は、当分の間、適用しない。



茨城県規則第13号

茨城県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県屋外広告物条例施行規則（昭和49年茨城県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第25条の表に次のように加える。

守谷市	条例制定事務等の全部
-----	------------

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

~~~~~  
( 教 育 委 員 会 )

**茨城県教育委員会規則第1号**

茨城県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月21日

茨城県教育委員会委員長 福 岡 和 子

茨城県教育庁組織規則の一部を改正する規則

茨城県教育庁組織規則（昭和46年茨城県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表を次のように改める。

| 課     | 室              |
|-------|----------------|
| 総務課   | 人権教育室          |
| 高校教育課 | 高校教育改革推進室      |
| 保健体育課 | スポーツ推進室        |
| 文化課   | 全国高等学校総合文化祭推進室 |

別表第1生涯学習課の項第8号中「，県立西山研修所」を削る。

別表第1保健体育課の項中第2号及び第3号を削り，第6号中「体育」を「学校体育」に改め，第4号を第2号とし，第5号から第10号までを2号ずつ繰り上げ，第11号を削り，同項に次のように加える。

9 体育協会に関すること。

（スポーツ推進室）

10 スポーツに関すること（学校体育に関することを除く。）。

11 競技力の向上に関すること。

12 スポーツ関係団体との連絡及び調整に関すること。

13 スポーツ推進審議会に関すること。

別表第1文化課の項中「(全国高等学校総合文化祭開催準備室)」を「(全国高等学校総合文化祭推進室)」に改め，第9号中「開催準備」を「開催」に改める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

~~~~~

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第 1 号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 3 月21日

茨城県公安委員会委員長 大 和 田 一 雄

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成24年茨城県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 太田の部太田警察署所在地の項を次のように改める。

太田駅前交番	常陸太田市山下町	常陸太田市新宿町、粟原町、磯部町、稲木町、内田町、内堀町、岡田町、小沢町、落合町、小目町、堅磐町、金井町、上大門町、上河合町、上土木内町、木崎一町、木崎二町、寿町、栄町、里野宮町、沢目町、三才町、島町、下大門町、下河合町、常福地町、白羽町、瑞龍町、高貫町、田渡町、茅根町、天神林町、中城町、西一町、西二町、西三町、西宮町、長谷町、幡町、塙町、馬場町、春友町、東一町、東二町、東三町、藤田町、増井町、宮本町、谷河原町、山下町
--------	----------	---

別表第 1 高萩の部磯原地区交番の項を削り、高萩駅前交番の項の次に次のように加える。

磯原駅前交番	北茨城市磯原町磯原一丁目	北茨城市磯原町磯原、磯原町磯原一丁目から磯原町磯原六丁目まで、磯原町内野、磯原町大塚、磯原町木皿、磯原町豊田、磯原町豊田一丁目、磯原町豊田二丁目、磯原町本町一丁目から磯原町本町四丁目まで、中郷町足洗、中郷町栗野、中郷町石岡、中郷町小野矢指、中郷町上桜井、中郷町汐見ヶ丘一丁目から中郷町汐見ヶ丘十丁目まで、中郷町下桜井、中郷町日棚、中郷町松井
--------	--------------	--

別表第 1 つくば中央の部谷田部地区交番の項中「下萱丸」の次に「、台町一丁目から台町三丁目まで」を加える。

別表第 2 笠間の部坏駐在所の項及び阿波山駐在所の項を削り、入野駐在所の項の次に次のように加える。

桂駐在所	東茨城郡城里町大字阿波山	城里町粟、阿波山、岩船、上坏、上阿野沢、北方、御前山、下坏、下阿野沢、錫高野、高久、高根、高根台、孫根
------	--------------	---

別表第 2 太田の部上河合駐在所の項、下大門駐在所の項及び西小沢駐在所の項を削り、同表高萩の部石岡駐在所の項及び木皿駐在所の項を削り、同表鉾田の部下富田駐在所の項を削り、同部舟木駐在所の項中「大戸」の次に「、大和田、上富田」を、「駒木根」の次に「、下富田、菅野谷」を、「徳宿」の次に「、鳥栖」を、「舟木」の次に「、紅葉」を加え、同表稲敷の部西代駐在所の項及び曲淵駐在所の項を削り、同部新利根駐在所の項の次に次のように加える。

結佐駐在所	稲敷市結佐	稲敷市飯島、今、大島、押砂、神崎神宿、神崎本宿、上須田（新川）、上之島、結佐、石納、境島、佐原下手、佐原組新田、清久島、手賀組新田、西代、野間谷原、橋向、八千石、曲淵、三島、本新、八筋川、四ツ谷、余津谷、六角
-------	-------	--

別表第 2 下妻の部大形駐在所の項、蚕飼駐在所の項及び宗道駐在所の項を削り、同部上妻駐在所の項の次に次のように加える。

きぬ駐在所	下妻市鬼怒	下妻市伊古立、大園木、長萱、鎌庭、唐崎、鬼怒、鯨、五箇、渋田、下栗、宗道、田下、羽子、原、別府、本宗道、見田、皆葉、村岡
-------	-------	--

別表第 2 桜川の部雨引駐在所の項中「桜川市阿部田, 羽田, 大曾根」を「桜川市青木, 阿部田, 大国玉, 大曾根, 金敷, 高久, 高森, 羽田」に改め, 同部大国玉駐在所の項を削り, 同表常総の部飯沼駐在所の項を削り, 同部岡田駐在所の項中「常総市岡田」を「常総市大沢, 大沢新田, 岡田」に改め, 「蔵持新田」の次に「, 栗山新田, 鴻野山, 鴻野山新田」を, 「国生」の次に「, 崎房, 左平太新田」を, 「中沼」の次に「, 馬場, 馬場新田, 古間木, 古間木新田, 古間木沼新田, 孫兵エ新田」を加え, 同表境の部生子菅駐在所の項を削り, 同部沓掛駐在所の項中「内野山」の次に「, 生子, 生子新田」を, 「栗山新田」の次に「, 逆井」を, 「左平太新田」の次に「, 菅谷」を, 「孫兵エ新田」の次に「, 山」を加え, 同部逆井駐在所の項を削る。

附 則

この規則は, 平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし, 別表第 1 つくば中央の部谷田部地区交番の項の改正規定は, 平成25年 3 月21日から施行する。

茨城県公安委員会規則第 2 号

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 3 月21日

茨城県公安委員会委員長 大 和 田 一 雄

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則

茨城県警察組織規則（平成21年茨城県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15条」を「第15条の 2」に改める。

第 6 条中「監察室」の次に「並びに県民安心センター」を加える。

第 7 条第 9 号から第11号までを削り, 同条中第12号を第 9 号とし, 第13号から第15号までを 3 号ずつ繰り上げる。

第 8 条第10号を次のように改める。

(10) 拳銃等及び弾薬の管理に関すること。

第10条中第 5 号を第 6 号とし, 第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 警察装備に関すること（警務課の所掌に属するものを除く。）。

第15条の次に次の 1 条を加える。

（県民安心センター）

第15条の 2 県民安心センターにおいては, 次の事務をつかさどる。

- (1) 相談に関すること。
- (2) 要望・意見に関すること。
- (3) 苦情に関すること。
- (4) 広報に関すること。
- (5) 警察音楽隊に関すること。

第17条第 5 号から第 7 号までを削り, 同条第 8 号中「家出人」を「行方不明者」に改め, 同条を同条第 5 号とし, 同条中第 9 号を第 6 号とし, 第10号から第16号までを 3 号ずつ繰り上げ, 同条第17号中「こと」の次に「(地域課の所掌に属するものを除く。)」を加え, 同条を同条第14号とし, 同条中第18号を第15号とし, 第19号を第16号とする。

第18条第 1 号中「防止に」の次に「関する企画及び立案に」を加える。

第19条第 1 号から第 3 号までを削り, 同条第 4 号中「銃砲刀剣類所持等の許可及び取締り」を「銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）の施行」に改め, 同条を同条第 1 号とし, 同条第 5 号中「火薬類の許可及び取締り」を「火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行」に改め, 同条を同条第 2 号とし, 同条第 6 号を同条第 3 号とし,

同条第 7 号及び第 8 号を削り、同条第 3 号の次に次の 4 号を加える。

- (4) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成 7 年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務で警察庁生活安全局保安課の所掌に属するものに関する事（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に関する事務については、警備課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 風俗関係事犯及び売春関係事犯の取締りに関すること。
- (6) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する事（生活安全総務課及び少年課の所掌に属するものを除く。）。

第19条中第 9 号を第 8 号とし、第10号から第13号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第14号中「第 6 号」を「第 9 号」に、「第 9 号及び第10号」を「第12号から前号まで」に改め、同号を同条第17号とし、同条第12号の次に次の 4 号を加える。

- (13) 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること。
- (14) 保険衛生関係事犯の取締りに関すること（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (15) 特許権、著作権又は商標権を侵害する事犯その他の知的財産権関係の取締りに関すること。
- (16) 前号に掲げるもののほか、経済関係事犯の取締りに関すること。

第21条中第 9 号を第10号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

- (9) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律の施行に関する事（生活安全総務課の所掌に属するものを除く。）。
- 第49条を次のように改める。

第49条 削除

第58条の次に次の 1 条を加える。

（県民安心センター）

第58条の 2 県民安心センターに、県民安心センター長を置く。

2 県民安心センター長は、命を受け、第15条の 2 各号に掲げる事務をつかさどる。

第61条第 1 項中「課及び監察室」を「課、監察室及び県民安心センター」に改める。

第62条第 1 項中「監察室」の次に「、県民安心センター」を加える。

別表第 1 茨城県警察自動車警ら隊神栖分駐隊の項中「神栖市東深芝」を「神栖市溝口」に改める。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

茨城県公安委員会規則第 3 号

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 3 月21日

茨城県公安委員会委員長 大 和 田 一 雄

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 県道市毛水戸線の項中「番」を「番地」に改め、「まで」の次に「及びひたちなか市大字市毛226番地 1 地先からひたちなか市大字枝川1794番地10地先まで」を加える。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

茨城県告示第234号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0850100306	ゆりかご☆ド リーム	水戸市飯富町3467 番地1	株式会社 ゆり かご	水戸市飯富町3467 番地1	平成25年 4月1日	放課後等デイ サービス

茨城県告示第235号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0812100147	K U I N A	ひたちなか市長砂 1561-4	社会福祉法人 町にくらす会	ひたちなか市長砂 1561-4	平成25年 4月1日	居宅介護 重度訪問介護

茨城県告示第236号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条の30の規定により告示する。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0830400453	まくらがの里ど んぐり	古河市上大野1943 番地11	まくらがの里ど んぐり	古河市上大野1943 番地11	平成25年 4月1日	地域移行支援 地域定着支援

茨城県告示第237号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条の30の規定により告示する。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0831200142	ひまわり相談支援事業所	常陸太田市松平町364番11	社会福祉法人朋友会	常陸太田市松平町364番1	平成25年4月1日	地域移行支援 地域定着支援

茨城県告示第238号

次の医療機関等について、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定をしたので告示する。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	担当する 医療の種類	管理薬剤師の 氏 名	指 定 年月日
クリエイト薬局古河下辺見店	古河市下辺見2226-2	薬局（調剤）	石 居 史 子	平成25年 3月1日

茨城県告示第239号

次の医療機関等について、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	担当する 医療の種類	主として担当する 医師（薬剤師）の 氏名	指 定 年月日
クリエイト薬局古河下辺見店	古河市下辺見2226-2	薬局（調剤）	石 居 史 子	平成25年 3月1日
誠芳堂薬局	つくば市高野台2-9-5サザンクロス103	薬局（調剤）	池 浦 芳 子	平成24年 2月1日
アスカ薬局石岡店	石岡市石岡1-13-3	薬局（調剤）	植 野 さくら	平成19年 4月1日
取手中央病院	取手市本郷3-2-1	病院・診療所	中 村 裕	平成23年 5月1日

茨城県告示第240号

次の医療機関等について、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定更新をしたので告示する。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	担当する 医療の種類	主として担当する 医師（管理薬剤 師）の氏名	指 定 更 新 年 月 日
医療法人社団善仁会 小山記念病院	鹿嶋市厨5-1-2	耳鼻咽喉科	鈴 木 雅 明	平成25年 2月15日
医療法人愛宣会 秦病院	日立市鮎川町2-8-16	整形外科	浅 井 淳	平成25年 3月22日

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(管理薬剤師)の氏名	指定更新年月日
医療法人美湖会 美浦中央病院	稲敷郡美浦村宮地596	整形外科	岩 瀬 剛	平成25年 4月1日
茨城県立こども病院	水戸市双葉台3-3-1	中枢神経	連 利 博	平成25年 2月15日
茨城県立医療大学付属病院	稲敷郡阿見町阿見字阿見原4733	中枢神経	河 野 豊	平成25年 3月22日
筑波メディカルセンター病院	つくば市天久保1-3-1	脳神経外科	中 田 義 隆	平成25年 3月1日
茨城県立こども病院	水戸市双葉台3-3-1	心臓脈管外科	阿 部 正 一	平成25年 2月15日
筑波メディカルセンター病院	つくば市天久保1-3-1	心臓脈管外科	松 崎 寛 二	平成25年 3月1日
水戸済生会総合病院	水戸市双葉台3-3-10	腎臓	海老原 至	平成25年 3月22日
十王ひがし野クリニック	日立市十王町伊師3456-7	腎臓	中 村 久	平成25年 3月22日
医療法人健心会 岩本クリニック	土浦市上高津473	腎臓	岩 本 均	平成25年 3月22日
山手医院	土浦市国分町7-6	腎臓	三輪谷 博 史	平成25年 3月22日
総和中央病院	古河市駒羽根825-1	腎臓	岩 下 清 志	平成25年 3月22日
医療法人愛仁会 利根川橋クリニック	古河市中田1690	腎臓	大 川 浩	平成25年 3月22日
山王台病院附属眼科・内科クリニック	石岡市東石岡5-2-33	腎臓	松 本 元 一	平成25年 3月22日
渡辺内科	石岡市南台3-34-55	腎臓	渡 邊 孝 太 郎	平成25年 3月22日
医療法人社団医仁会 渡辺クリニック	下妻市本城町1-44-2	腎臓	渡 邊 仁	平成25年 3月22日
医療法人寛正会 水海道さくら病院	常総市水海道森下町4447	腎臓	廣 井 信	平成25年 3月22日
医療法人かもめクリニック かもめ・大津港クリニック	北茨城市大津町北町字深田432-1	腎臓	片 寄 功 一	平成25年 3月22日
医療法人社団豊済会 ときわクリニック	取手市井野4430	腎臓	大 塚 正 一	平成25年 3月1日
さくら水戸クリニック	ひたちなか市東石川1581	腎臓	鶴 田 敦	平成25年 3月22日
医療法人正友会島医院	鹿嶋市宮中5204-1	腎臓	島 正 美	平成25年 2月15日
住吉クリニック病院附属大宮診療所	常陸大宮市姥賀町559-5	腎臓	黒 澤 斌	平成25年 3月22日
医療法人健清会 那珂クリニック	那珂市中台719-1	腎臓	高 橋 康 之	平成25年 3月22日
大圃病院	筑西市木戸352	腎臓	原 中 瑠 璃 子	平成25年 3月22日
医療法人宗心会 かわしま内科クリニック	筑西市伊佐山248-10	腎臓	井 上 真	平成25年 3月22日

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(管理薬剤師)の氏名	指定更新年月日
宮本病院	稲敷市幸田1247	腎臓	長 田 真理子	平成25年 3月22日
医療法人美湖会 美浦中央病院	稲敷郡美浦村宮地596	腎臓	岩 瀬 剛	平成25年 3月22日
医療法人社団宏和会 日精歯科	日立市小木津町1-42-26	歯科矯正	渡 辺 義 宏	平成25年 3月1日
医療法人 ナカジマ矯正歯科クリニック	土浦市港町2-1-13	歯科矯正	中 島 祥 博	平成25年 3月22日
アルファーム薬局千波店	水戸市千波町209	薬局(調剤)	長谷川 裕	平成25年 3月1日
SFC薬局ひたち南店	日立市久慈町7-19-13	薬局(調剤)	内 山 淳	平成25年 3月1日
アルファーム薬局大みか店	日立市大みか町2-22-29	薬局(調剤)	遠 藤 麻里子	平成25年 3月1日
SFC薬局おおつ野ヒルズ店	土浦市おおつ野8-2-22	薬局(調剤)	安 田 剛	平成25年 3月1日
株式会社坂本薬局	土浦市荒川沖西2-1-1	薬局(調剤)	坂 本 君 子	平成25年 3月1日
すみれ調剤薬局	土浦市神立中央5-4-16	薬局(調剤)	木 村 学	平成25年 3月1日
ぷらす調剤薬局	土浦市大岩田2472	薬局(調剤)	齋 藤 孝 史	平成25年 3月1日
大川薬局	土浦市桜町2-4-12	薬局(調剤)	大 川 和 子	平成25年 3月1日
土浦調剤薬局	土浦市下高津1-21-50	薬局(調剤)	埴 成 美	平成25年 3月1日
南山堂薬局真鍋新町店	土浦市真鍋新町9-25	薬局(調剤)	渡 邊 和 弥	平成25年 2月15日
カワチ薬局土浦南店	土浦市中高津3-1-3	薬局(調剤)	廣 嶋 浩 司	平成25年 2月15日
SFC薬局結城山川新宿店	結城市山川新宿168-6	薬局(調剤)	鈴 木 正 路	平成25年 3月1日
エース薬局	龍ヶ崎市貝原塚町3033	薬局(調剤)	鈴 木 道 子	平成25年 3月1日
オリオン薬局	龍ヶ崎市川原代町2643-3	薬局(調剤)	石 木 弘 美	平成25年 3月1日
スバル薬局	龍ヶ崎市藤ヶ丘4-5-5	薬局(調剤)	近 藤 栄 一	平成25年 3月1日
ドリーム調剤薬局	龍ヶ崎市馴柴町635-2	薬局(調剤)	諸 田 和 子	平成25年 3月1日
ドリーム薬局中央店	龍ヶ崎市下町2885	薬局(調剤)	磯 野 智 子	平成25年 3月1日
有限会社スター調剤薬局	龍ヶ崎市東町2937	薬局(調剤)	谷田川 昌 信	平成25年 3月1日
レインボー薬局	龍ヶ崎市愛戸町47	薬局(調剤)	矢 野 真紀子	平成25年 3月1日
株式会社サン薬局	常陸太田市木崎二町940	薬局(調剤)	星 野 光 穂	平成25年 3月1日

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(管理薬剤師)の氏名	指定更新年月日
S F C 薬局友部店	笠間市平町1635-22	薬局(調剤)	高野千登勢	平成25年3月1日
S F C 薬局岩間中央店	笠間市下郷4167-3	薬局(調剤)	河村佳代子	平成25年3月1日
アルファーム薬局友部店	笠間市八雲2-1058-208	薬局(調剤)	桐原さとみ	平成25年3月1日
日本調剤取手薬局	取手市井野台5-2-28	薬局(調剤)	米本将士	平成25年3月1日
倉持薬局取手店	取手市新町6-1-25	薬局(調剤)	須藤和彦	平成25年3月1日
今川薬局牛久店	牛久市柏田町1583-6	薬局(調剤)	赤井真一	平成25年3月1日
日本調剤つくば調剤薬局	つくば市竹園1-6-1つくば三井ビル	薬局(調剤)	阿部朝子	平成25年3月1日
S F C 薬局勝田本町店	ひたちなか市勝田本町4-16	薬局(調剤)	京谷智子	平成25年3月1日
S F C 薬局おおだいら店	ひたちなか市大平4-3-13	薬局(調剤)	石井典一	平成25年3月1日
S F C 薬局かもめ店	ひたちなか市釈迦町5-3	薬局(調剤)	磯谷和朗	平成25年3月1日
S F C 薬局勝田中央店	ひたちなか市中根5124-3	薬局(調剤)	中村桐子	平成25年3月1日
S F C 薬局中根店	ひたちなか市中根3646-1	薬局(調剤)	山本伸孝	平成25年3月1日
島薬局	鹿嶋市宮中1-9-36	薬局(調剤)	島尚敏	平成25年3月1日
今川薬局守谷店	守谷市立沢981-7	薬局(調剤)	小柳秀人	平成25年3月1日
守谷ふれあい薬局	守谷市松前台1-16-6	薬局(調剤)	森田美樹	平成25年3月1日
守谷調剤薬局	守谷市松前台1-16-11	薬局(調剤)	山田雅俊	平成25年3月1日
アルファーム薬局大宮店	常陸大宮市上町311-8	薬局(調剤)	井上雄太	平成25年3月1日
アルファーム薬局協和店	筑西市門井1679-28	薬局(調剤)	丸山尚治	平成25年3月1日
岩瀬プラザ薬局	桜川市鞆田628-5	薬局(調剤)	加倉井靖正	平成25年3月1日
大木薬局	桜川市真壁町田143-4	薬局(調剤)	大木しづ子	平成25年3月1日
Y・A薬局	神栖市矢田部7801-30	薬局(調剤)	横濱明子	平成25年2月15日
絹の台ふれあい薬局	つくばみらい市絹の台2-4-13	薬局(調剤)	倉持友美恵	平成25年3月1日
飯田薬局	つくばみらい市板橋2735-10	薬局(調剤)	飯田京子	平成25年3月1日
鹿島の里訪問看護ステーション	鹿嶋市平井1129-19	訪問看護	-	平成25年3月1日

茨城県告示第241号

次の医療機関等について、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定更新をしたので告示する。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師（薬剤師）の氏名	指定更新年月日
つくばメンタルクリニック	土浦市港町1-7-15	病院・診療所	寺 島 康	平成25年4月1日
わたひきクリニック	土浦市桜町3-5-1-2号	病院・診療所	綿 引 秀 夫	平成25年4月1日
医療法人松本内科医院	土浦市中村東3-1-20	病院・診療所	松 本 和 美	平成25年4月1日
医療法人社団青洲会神立病院	土浦市神立中央5-11-2	病院・診療所	平 塚 進	平成25年4月1日
総合病院 土浦協同病院	土浦市真鍋新町11-7	病院・診療所	渡 部 誠 一	平成25年4月1日
土浦メンタルクリニック	土浦市大和町9丁目2番「ウララ2」3階	病院・診療所	上 月 英 樹	平成25年4月1日
土浦厚生病院	土浦市東若松町3969	病院・診療所	塚 原 直 人	平成25年4月1日
土浦中央クリニック	土浦市城北町6-18	病院・診療所	加 藤 雅 史	平成25年4月1日
新治診療所	土浦市下坂田2013-1	病院・診療所	杉 浦 貴 四 郎	平成25年4月1日
医療法人共助会 猿島厚生病院	古河市西牛谷737	病院・診療所	渡 辺 敏 也	平成25年4月1日
総和中央病院	古河市駒羽根825-1	病院・診療所	岩 下 清 志	平成25年4月1日
関クリニック	石岡市府中3-1-6	病院・診療所	関 正 道	平成25年4月1日
医療法人重陽会 齊藤病院	石岡市旭台1-17-26	病院・診療所	朝 倉 真 紀 子	平成25年4月1日
米村脳神経クリニック	石岡市東石岡2-13-27	病院・診療所	米 村 尚 晃	平成25年4月1日
医療法人新生会 豊後荘病院	石岡市部原760-1	病院・診療所	鈴 木 守	平成25年4月1日
医療法人社団同樹会 結城病院	結城市結城西繁昌塚9629-1	病院・診療所	大 木 勲	平成25年4月1日
医療法人厚友会 城西病院	結城市結城10745-24	病院・診療所	金 子 伸 司	平成25年4月1日
大木医院	結城市小田林2520-29	病院・診療所	大 木 紘	平成25年4月1日
医療法人社団八峰会 池田病院	龍ヶ崎市貝原塚町3690-2	病院・診療所	池 田 八 郎	平成25年4月1日
山村医院	龍ヶ崎市佐貫3-5-5	病院・診療所	山 村 邦 男	平成25年4月1日
きぬ医師会病院	常総市新井木町13-3	病院・診療所	中 川 邦 夫	平成25年4月1日

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(薬剤師)の氏名	指定更新年月日
医療法人寛正会 水海道さくら病院	常総市水海道森下町4447	病院・診療所	廣井 信	平成25年4月1日
神経科クリニック こどもの園	牛久市柏田町1030	病院・診療所	田上 洋子	平成25年4月1日
ほりかわクリニック	つくば市筑穂2-11-1	病院・診療所	堀川 紀子	平成25年4月1日
宮本内科クリニック	つくば市原字屋敷1-4	病院・診療所	宮本 正俊	平成25年4月1日
手代木クリニック	つくば市手代木1918-1	病院・診療所	小池 伸子	平成25年4月1日
成島クリニック	つくば市館野363	病院・診療所	成島 浄	平成25年4月1日
福田クリニック	つくば市大字要290	病院・診療所	福田 恒也	平成25年4月1日
花の杜クリニック	ひたちなか市幸町16-5	病院・診療所	藤 京子	平成25年4月1日
威恵会 三岳荘小松崎病院	筑西市中館69-1	病院・診療所	小松崎 聡	平成25年4月1日
医療法人楽生会 木根淵外科胃腸科病院	坂東市辺田1430-1	病院・診療所	木根淵 光夫	平成25年4月1日
医療法人社団広文会 江戸崎病院	稲敷市阿波1299	病院・診療所	秋本 優	平成25年4月1日
宮本病院	稲敷市幸田1247	病院・診療所	宮本 眞理	平成25年4月1日
城之内医院	神栖市筒井1422-147	病院・診療所	城之内 宏至	平成25年4月1日
縦山診療所	鉾田市縦山576-27	病院・診療所	坏 正紀	平成25年4月1日
医療法人 三尚会 高須病院	鉾田市鉾田2570	病院・診療所	高須 伸克	平成25年4月1日
巴診療所	鉾田市上富田52-1	病院・診療所	謝花 充	平成25年4月1日
芝田クリニック	猿島郡五霞町山王368-1	病院・診療所	芝田 佳三	平成25年4月1日
東前薬局	水戸市東前2-30	薬局(調剤)	佐藤 勲	平成25年4月1日
きだまり薬局	土浦市木田余樋ノ口1641-1	薬局(調剤)	笠松 隆幸	平成25年4月1日
テラカド薬局	土浦市下高津2-6-27	薬局(調剤)	宮本 佳彦	平成25年4月1日
フレンド薬局	土浦市中村東2-18-1	薬局(調剤)	森重 やよい	平成25年4月1日
みどり薬局	土浦市常名字赤池東山3968-8	薬局(調剤)	藤沢 玲子	平成25年4月1日
ライズ調剤薬局	土浦市荒川沖西2-11-11	薬局(調剤)	田中 和宏	平成25年4月1日
花梨薬局神立店	土浦市神立中央5-25-14	薬局(調剤)	甲谷 圭	平成25年4月1日

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(薬剤師)の氏名	指定更新年月日
大川薬局	土浦市桜町 2-4-12	薬局(調剤)	大川 和子	平成25年 4月1日
マジマ薬局	石岡市東石岡 4-6-40	薬局(調剤)	馬島 泰子	平成25年 4月1日
みなみ薬局	石岡市南台 3-34-8	薬局(調剤)	小沼 誠	平成25年 4月1日
ライズ調剤薬局石岡店	石岡市府中 1-6-10	薬局(調剤)	森重 英明	平成25年 4月1日
花梨薬局石岡店	石岡市大字石岡 2158-1	薬局(調剤)	長谷川 由香	平成25年 4月1日
株式会社亀下薬局	石岡市府中 1-4-8	薬局(調剤)	根本 泰子	平成25年 4月1日
高千穂薬局国府店	石岡市国府 1-6-23	薬局(調剤)	青木 和代	平成25年 4月1日
あじさい薬局	結城市大字結城字城ノ内 8776-9	薬局(調剤)	大石 雅彦	平成25年 4月1日
すこやか薬局	結城市大字結城 7965-28	薬局(調剤)	星 健一	平成25年 4月1日
絹の里薬局	結城市大字結城 1356-6	薬局(調剤)	廣澤 明子	平成25年 4月1日
有限会社スター調剤薬局	龍ヶ崎市東町 2937	薬局(調剤)	谷田川 昌信	平成25年 4月1日
ドリーム調剤薬局	龍ヶ崎市馴柴町 635-2	薬局(調剤)	諸田 和子	平成25年 4月1日
メイプル薬局	龍ヶ崎市中根台 1-9-32	薬局(調剤)	沼田 ひろみ	平成25年 4月1日
レインボー薬局	龍ヶ崎市愛戸町 47	薬局(調剤)	矢野 真紀子	平成25年 4月1日
つかだ薬局	下妻市下妻丁 146-5	薬局(調剤)	塚田 三美	平成25年 4月1日
ハロー薬局	下妻市本城町 2-103-1	薬局(調剤)	喜多 勝広	平成25年 4月1日
ユーキ薬局	下妻市江 2054	薬局(調剤)	田邊 明美	平成25年 4月1日
田宮薬局下妻店	下妻市下妻戊 396-1	薬局(調剤)	田宮 左紀子	平成25年 4月1日
あけぼの薬局	常総市古間木新田 811-2	薬局(調剤)	榎本 龍雄	平成25年 4月1日
カシワヤ薬局	常総市水海道宝町 2762	薬局(調剤)	小竹 博	平成25年 4月1日
黒鳥薬局	常総市水海道淵頭町 2931	薬局(調剤)	黒鳥 久美子	平成25年 4月1日
メイプル薬局取手店	取手市小文間 3886-5	薬局(調剤)	渡部 仁美	平成25年 4月1日
グラム調剤薬局つくば店	つくば市東新井 5-2	薬局(調剤)	山本 要一	平成25年 4月1日
学園中央薬局つくば駅前店	つくば市吾妻 2-8-8 つくばシティアビル 1F	薬局(調剤)	飯嶋 英世	平成25年 4月1日

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(薬剤師)の氏名	指定更新年月日
学園中央薬局西大橋店	つくば市西大橋174-1	薬局(調剤)	渡邊真也	平成25年4月1日
学園調剤薬局	つくば市榎戸509-40	薬局(調剤)	河原秀雄	平成25年4月1日
今川薬局つくば学園店	つくば市上横場2365-3	薬局(調剤)	宮崎安奈	平成25年4月1日
今川薬局つくば篠崎店	つくば市篠崎503-2	薬局(調剤)	廣野卓矢	平成25年4月1日
寺田薬局健康館	つくば市高見原4-5-2	薬局(調剤)	寺田勝	平成25年4月1日
自由ヶ丘薬局	つくば市自由ヶ丘165-13	薬局(調剤)	千葉瑞恵	平成25年4月1日
木村薬局	つくば市酒丸元中東出口259-6	薬局(調剤)	木村光夫	平成25年4月1日
緑が丘薬局	つくば市緑が丘23-5	薬局(調剤)	丸本広子	平成25年4月1日
アイザワ薬局高場店	ひたちなか市東石川3161-10	薬局(調剤)	會澤治子	平成25年4月1日
かみしき台薬局	ひたちなか市赤坂12389-1	薬局(調剤)	小泉千鶴子	平成25年4月1日
グリーン薬局	ひたちなか市八幡町9-1	薬局(調剤)	青山純一	平成25年4月1日
スリービー薬局堀口店	ひたちなか市堀口612-1	薬局(調剤)	川田賢治	平成25年4月1日
とのやま薬局	ひたちなか市殿山町1-3-8	薬局(調剤)	神野貴美子	平成25年4月1日
ミナト薬局	ひたちなか市湊本町5-6	薬局(調剤)	櫻井進	平成25年4月1日
誠心堂薬局	ひたちなか市東大島1-24-2	薬局(調剤)	小林誠	平成25年4月1日
タグチ薬局	鹿嶋市平井1128-339	薬局(調剤)	田口清	平成25年4月1日
みやわき健康薬局	鹿嶋市宮中2048-20	薬局(調剤)	宮脇雅子	平成25年4月1日
株式会社鹿神堂三共薬局	鹿嶋市宮中5-1-1	薬局(調剤)	君和田理恵	平成25年4月1日
鹿島中央薬局	鹿嶋市宮中359-6	薬局(調剤)	大寄勉	平成25年4月1日
島薬局	鹿嶋市宮中1-9-36	薬局(調剤)	島尚敏	平成25年4月1日
小池薬局	潮来市潮来96-13	薬局(調剤)	茂木淳子	平成25年4月1日
飯島薬局	潮来市潮来698	薬局(調剤)	飯島藤悦	平成25年4月1日
アルファーム薬局協和店	筑西市門井1679-28	薬局(調剤)	丸山尚治	平成25年4月1日
いいぬま薬局下岡崎店	筑西市下岡崎2-8-2	薬局(調剤)	飯沼良久	平成25年4月1日

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(薬剤師)の氏名	指定更新年月日
いいぬま薬局野殿店	筑西市野殿1139-3	薬局(調剤)	飯 沼 弥 生	平成25年 4月1日
クローバー薬局協和	筑西市横塚938	薬局(調剤)	山 口 裕 司	平成25年 4月1日
なかむら薬局	筑西市関本中94-1	薬局(調剤)	中 村 秀 雄	平成25年 4月1日
やまとや薬局磯山店	筑西市木戸1285-23	薬局(調剤)	斎 藤 正 子	平成25年 4月1日
中尾薬局	筑西市市野辺88	薬局(調剤)	中 尾 弘 子	平成25年 4月1日
田宮薬局	筑西市甲852	薬局(調剤)	田 宮 良 知	平成25年 4月1日
島谷薬局	筑西市関本上中214	薬局(調剤)	島 谷 清 一	平成25年 4月1日
有限会社飯沼薬局	筑西市甲938	薬局(調剤)	飯 沼 昭	平成25年 4月1日
友愛薬局下館店	筑西市中館字中道東83-1, 84-1	薬局(調剤)	神 田 恵	平成25年 4月1日
有限会社もとはし薬局	坂東市岩井4462	薬局(調剤)	元 橋 元	平成25年 4月1日
メープル薬局	かすみがうら市下稲吉2633-173	薬局(調剤)	萩野谷 武	平成25年 4月1日
花梨薬局	かすみがうら市稲吉東1-15-2	薬局(調剤)	小松崎 順 子	平成25年 4月1日
ホーム薬局フジイ	桜川市明日香1-54	薬局(調剤)	藤 井 宗 一	平成25年 4月1日
有限会社大木薬局	桜川市真壁町田143-4	薬局(調剤)	大 木 しづ子	平成25年 4月1日
大和屋薬局	桜川市真壁町飯塚49	薬局(調剤)	斉 藤 宗 裕	平成25年 4月1日
あい薬局	神栖市大野原中央3-5-1	薬局(調剤)	菅 谷 厚 子	平成25年 4月1日
かすみ薬局	行方市井貝354	薬局(調剤)	畔 蒜 藤 一	平成25年 4月1日
有限会社健喜堂薬局	行方市麻生1164-4	薬局(調剤)	吉 原 健	平成25年 4月1日
なのはな薬局	銚田市縦山576-143	薬局(調剤)	梶 山 順 子	平成25年 4月1日
大森一貫堂薬局	銚田市銚田1571	薬局(調剤)	大 森 美恵子	平成25年 4月1日
中根薬局舟木店	銚田市舟木202-40	薬局(調剤)	中 根 浩	平成25年 4月1日
霞ヶ浦薬剤センター薬局	稲敷郡阿見町中央3-20-2	薬局(調剤)	丹 羽 直 人	平成25年 4月1日
みどり薬局土浦西口店	土浦市大和町9-2ウララ2ビル2階	薬局(調剤)	鈴 木 友 恵	平成25年 4月1日
はまなす薬局五郎台店	神栖市深芝南2-11-15	薬局(調剤)	橋 本 英 敏	平成25年 3月8日

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(薬剤師)の氏名	指定更新年月日
みつば薬局	かすみがうら市稲吉東5-22-13	薬局(調剤)	金澤 奈佳子	平成25年3月26日
谷井田薬局	つくばみらい市谷井田1077-3	薬局(調剤)	飯塚 伸泰	平成25年3月16日
訪問看護ステーションひまわり	土浦市東若松町3969	指定訪問看護事業者等	-	平成25年4月1日
厚生連土浦訪問看護ステーション	土浦市真鍋新町2-19	指定訪問看護事業者等	-	平成25年4月1日
訪問看護ステーション竜ヶ崎	龍ヶ崎市馴柴町834-1	指定訪問看護事業者等	-	平成25年4月1日
ひたちなか市医師会訪問看護ステーション	ひたちなか市石川町20-32	指定訪問看護事業者等	-	平成25年4月1日
訪問看護ステーションもみやま	鉾田市縦山576-27	指定訪問看護事業者等	-	平成25年4月1日
医療法人三尚会 訪問看護にこにこステーション	鉾田市鉾田2570	指定訪問看護事業者等	-	平成25年4月1日

茨城県告示第242号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)カワチ薬品常陸太田店
常陸太田市山下町1704番4 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出(第5条第1項)

平成25年2月12日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市大字卒島1293番地	河内 伸二

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年10月1日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,545㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 67台

(イ) 駐輪場の収容台数 45台

- (ウ) 荷さばき施設の面積 48㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 9 ㎡
- カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (開店時刻) 午前 9 時
 - (閉店時刻) 午後 8 時 45 分
 - (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前 8 時 30 分～午後 9 時
 - (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
 - 5 箇所
 - (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 午前 6 時～午後 9 時

キ 届出年月日
平成 25 年 1 月 30 日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
常陸太田市	1 防犯対策への協力について 防犯カメラを設置するなど、より一層の防犯対策を図ること。 2 青少年の非行防止対策への協力について 「青少年の健全育成に協力する店」の登録に応じるようにすること。	1 店舗内外における犯罪の抑止又は早期発見のため、防犯カメラを設置するなど、より一層の防犯対策を図ることで、本市の治安維持のため、協力を依頼するものである。 2 青少年健全育成の配慮が必要な市内の事業者に対し、「青少年健全育成に協力する店」に登録を依頼し協力頂いているところであり、青少年の非行防止対策を含めた本市の青少年健全育成の推進のためにも、協力を依頼するものである。

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第243号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、牛の口蹄疫、牛のブルセラ病及び結核病、牛のヨーネ病、牛の伝達性海綿状脳症、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱、イバラキ病、馬伝染性貧血、馬伝染性子宮炎、馬パラチフス、豚の口蹄疫、豚の流行性脳炎、豚コレラ、豚のオーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ、腐蛆病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 牛の口蹄疫検査

- (1) 実施の目的

牛の口蹄疫の発生予察のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

2 牛のブルセラ病及び結核病検査

(1) 実施の目的

牛のブルセラ病及び結核病の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

ただし、生後12か月齢未満のものを除く。

a 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

b 種付けの用に供する目的で飼育している雄牛

c a及びbに掲げる牛と同一施設内で飼育している牛

d 搾乳の用に供するため家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号。以下「規則」という。）

第9条第2項の農林水産大臣が定める区域から導入した牛

イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 実施の方法

規則別表第1に定める検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

3 牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

ただし、生後12か月齢未満のものを除く。

a 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

b 種付けの用に供する目的で飼育している雄牛

c a 及び b に揚げる牛と同一施設内で飼育している牛

イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 実施の方法

規則別表第1に定める検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

4 牛の伝達性海綿状脳症検査

(1) 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満24ヶ月以上で死亡した牛の死体及び家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 実施の方法

規則別表第1に定める検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

5 めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査

(1) 実施の目的

めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施する区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満12ヶ月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体で、家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

(4) 実施の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 実施の方法

規則別表第1に定める検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

6 アカバネ病, チュウザン病, アイノウイルス感染症, 牛流行熱及びイバラキ病検査

(1) 実施の目的

アカバネ病, チュウザン病, アイノウイルス感染症, 牛流行熱及びイバラキ病の発生予察のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している牛（未越夏牛とし、原則として、最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）を対象に、地理的・自然的条件を考慮して、家畜保健衛生所長が選定した牛

(4) 実施の期間

原則として、平成25年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

(5) 実施の方法

臨床検査、中和試験

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

7 馬伝染性貧血検査

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している馬（生後180日未満の馬を除く）で、当該家畜の所在地を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた馬

(4) 実施の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 実施の方法

規則別表第1に定める検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

8 馬伝染性子宮炎検査

(1) 実施の目的

馬伝染性子宮炎の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

本病の保菌馬と疫学的に関連のある馬及び過去に発生があった区域から移送されてきた種雄馬又は種雌馬のうち、本病の検査結果が不明な繁殖に供する馬

その他家畜保健衛生所長が必要と認めた繁殖に供する馬

(4) 実施の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査及び細菌検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

9 馬パラチルス検査

(1) 実施の目的

馬パラチフスの発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた繁殖に供する馬

(4) 実施の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査, 凝集反応検査 (急速凝集反応法, 試験管凝集反応法) 及び細菌検査

(6) その他

実施の細部については, 所轄家畜保健衛生所長の指示による。

10 豚の口蹄疫検査

(1) 実施の目的

豚の口蹄疫の発生予察のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査

(6) その他

実施の細部については, 所轄家畜保健衛生所長の指示による。

11 豚の流行性脳炎検査

(1) 実施の目的

豚の流行性脳炎の発生予察のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している肥育豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期間

平成25年6月1日から平成25年11月30日まで

(5) 実施の方法

血清検査, 臨床検査及びウイルス検査

(6) その他

実施の細部については, 所轄家畜保健衛生所長の指示による。

12 豚コレラ検査

(1) 実施の目的

豚コレラの発生予察のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

13 豚のオーエスキー病検査

(1) 実施の目的

豚のオーエスキー病の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

14 豚繁殖・呼吸障害症候群検査

(1) 実施の目的

豚繁殖・呼吸障害症候群の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

15 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）検査

(1) 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種卵を生産する鶏及びその候補鶏

(4) 実施の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 実施の方法

急速凝集反応法

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

16 高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査

(1) 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏

(4) 実施の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査及び血清検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

17 腐蛆病検査

(1) 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた蜜蜂

(4) 実施の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査及び細菌検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

茨城県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年3月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水戸神栖線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市2524番1から 水戸市2535番1まで	旧 (A)	メートル 最大 28.5	メートル 220	
		最小 8.5		
	(A)	最大 36.0	220	
		最小 12.0		
(B)	最大 36.0	210	迂回路設置	
	最小 10.0			

茨城県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年 3 月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 八代庄兵衛新田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
龍ヶ崎市白羽一丁目100番1から 龍ヶ崎市白羽一丁目100番1まで	旧	メートル 最大 22.0	メートル 142	
		最小 20.0		
	新	最大 56.3	142	
		最小 20.0		

茨城県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年 3 月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 美浦栄線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
龍ヶ崎市白羽一丁目100番 1 から 龍ヶ崎市八代町字西谷3758番まで	旧	メートル	メートル	
		最大 63.2	345	
	最小 20.7			
	新	最大 81.6	345	現道拡幅
		最小 20.7		

茨城県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成25年3月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 水戸神栖線
- 2 供用開始の区間 水戸市2524番1地先から
水戸市2528番5地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月25日

茨城県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成25年3月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 錫高野石塚線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡城里町大字高久八幡沢473番2地先から
東茨城郡城里町大字石塚宇宗田前1031番4地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月25日

茨城県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成25年3月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 山方常陸大宮線
- 2 供用開始の区間 常陸大宮市山方字枇杷川四丁目1414番4地先から
常陸大宮市山方字枇杷川川根1468番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月26日

茨城県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成25年3月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 門井山方線
- 2 供用開始の区間 常陸大宮市野上字槻675番1地先から
常陸大宮市山方字枇杷川三丁目1397番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年4月5日

茨城県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成25年3月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 349号
- 2 供用開始の区間 常陸太田市上河合町1508番7地先から
常陸太田市上河合町1532番4地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月29日

茨城県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成25年3月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 日立笠間線
- 2 供用開始の区間 日立市大久保町四丁目28番地先から
日立市塙山町二丁目1番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月25日

茨城県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成25年3月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 美浦栄線
- 2 供用開始の区間 牛久市桂町字小山2393番1地先から
牛久市桂町字桂1347番1地先まで

3 供用開始の期日 平成25年 3月28日

茨城県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成25年 3月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年 3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 牛渡馬場山土浦線
- 2 供用開始の区間 土浦市神立町字梨久保1122番 6 から
土浦市神立町字岩前1720番 8 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年 3月25日

茨城県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成25年 3月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年 3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 尾崎境線
- 2 供用開始の区間 古河市恩名1104番から
古河市恩名1269番 3 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年 3月26日

茨城県告示第256号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が、車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成25年 3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路 線 名	区 間
一般国道355号	石岡市大字東成井字中島1660番 1 から 笠間市大字市野谷字小島1336番 6 まで

- 2 指定する期日 平成25年 4月 1 日

茨城県告示第257号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが

3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のように指定する。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路 線 名	区 間
県道 市毛水戸線 (路線番号232)	ひたちなか市市毛226番1から ひたちなか市枝川1794番10まで

2 指定する期日

平成25年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないように走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入するためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないように十分に注意すること。
- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見えやすい箇所に掲げること。
- (3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

茨城県告示第258号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

鉾田市

2 都市計画事業の種類及び名称

鉾田都市計画下水道事業

鉾田公共下水道

3 事業施行期間 平成17年3月22日から

平成32年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成17年3月22日茨城県告示第358号、平成23年3月24日茨城県告示第348号の事業地に、銚田市新銚田西一丁目並びに銚田綱張、内中須、加倉井、鐘出、上宿、川尻東、城ノ内、外堀、中島、中嶋、中須、中根、七峰、七峯、西町、縫山、髭前、広町、富士峯、御城、綱張、縫之山、仲須及び城の内並びに畑田穴田ノ上、井道、川中、川中上、川波、小秀、皿沼、三王、泉造、天神山、出場、出場山及び二重目並びに飯名赤坂、あぶ、入谷津溜池ノ上、円正寺、塔ヶ崎堺、二地内、二地内稲荷前、二地内岡ノ前、二地内山根、根崎、馬場、平出し、平出久保、平出し久保、ぶたい及び山根並びに安房高野前並びに塔ヶ崎赤坂、我鬼塚、土佛、塔宮台、新堀、西台及び西臺の各一部の区域を加える。

茨城県告示第259号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定による処分をしたので、同条第5項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1. 処分をした年月日 平成25年3月12日

2. 処分を受けた建築士

氏 名 佐藤 雄介

建築士の別 二級建築士

登録番号 茨城県知事登録第10532号

3. 処分の内容 平成25年4月1日から同年5月31日までの2月間の業務の停止

4. 処分の原因となった事実

2件の建築物について、虚偽の住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する設計住宅性能評価書を作成し、その結果、当該虚偽の設計住宅性能評価書によって住宅エコポイントの申請が行われた。

茨城県告示第260号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第5条第2項の規定により、次の者を茨城県収入証紙の売りさばき人に指定した。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定年月日 平成25年3月13日

2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）

つくば市吾妻一丁目10番地1

一般財団法人つくば市国際交流協会

理事長 小玉 喜三郎

（売りさばき所：つくば市荻間2,530番地2）

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び同条第4項第2号の規定による施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定を次のとおり行った。

平成25年3月21日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

1 不在者投票のできる施設の指定

区 分	名 称	所 在 地
病院	医療法人晴生会 鹿島神宮前病院	鹿嶋市宮中1995番地の24
介護老人保健施設	社会福祉法人筑西会 介護老人保健施設すばる	結城市大字結城10780
介護老人保健施設	医療法人晴生会 介護老人保健施設葵の園・常総	常総市菅生町1308番地1
介護老人保健施設	医療法人晴生会 介護老人保健施設葵の園・神栖	神栖市神栖四丁目8番30号
老人ホーム	社会福祉法人稟徳会 特別養護老人ホームあしま	筑西市下中山360番地1

2 指定年月日 平成25年3月12日

公 告

●県営土地改良事業計画

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営玉造上地区土地改良事業(区画整理)につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営玉造上地区土地改良事業(区画整理)計画書の写し

2 縦覧の期間

平成25年3月22日から平成25年4月18日まで

3 縦覧の場所

茨城県鹿行農林事務所

●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営玉造上地区土地改良事業（農業用排水施設）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営玉造上地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成25年3月22日から平成25年4月18日まで

3 縦覧の場所

茨城県鹿行農林事務所

●基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 測量機関 国土地理院

2 作業種類 基本測量（地理識別子整備業務）

3 作業終了日 平成25年3月4日

4 作業地域 筑西市

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

かすみがうら市中志筑字矢塚2410番2, 2411番1

2 事業主の住所及び氏名

かすみがうら市中志筑2409番地1

社会福祉法人 川惣会

理事長 川 俣 宗 則

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)